

令和7年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和7年9月18日

判 決

5

原告 妻
(以下「原告 妻」という。)

10

原告 長男
(以下「原告 長男」という。)

原告 長女
(以下「原告 長女」という。)

同所

15

原告 二女
(以下「原告 二女」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士

同 生 越 照 幸
同 和 泉 貴 士
同 松 森 美 穂

20

被 告 株 式 会 社 A

同代表者代表取締役

B 亀 岡 弘 敬

同訴訟代理人弁護士

中 西 晶 子

同

渡 邊 拓 也

同

高 橋 純

同

25

主 文

- 1 被告は、原告 妻 に対し、3015万8604円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 長男 に対し、1756万0687円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 長女 に対し、1756万0687円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告 二女 に対し、1756万0687円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 7 この判決は、第1項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的請求

- (1) 被告は、原告 妻 に対し、4634万2202円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告 長男 に対し、1815万3440円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告 長女 に対し、1815万3440円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 被告は、原告 二女 に対し、1815万3440円及びこれに対する平成31年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

- (1) 被告は、原告 妻 に対し、4634万2202円及びこれに対する令和5年

2月28日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 被告は、原告長男に対し、1815万3440円及びこれに対する令和5年

2月28日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(3) 被告は、原告長女に対し、1815万3440円及びこれに対する令和5年

2月28日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(4) 被告は、原告二女に対し、1815万3440円及びこれに対する令和5年

2月28日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、亡夫（以下「亡夫」という。）が被告を懲戒解雇された後に自殺したことについて、亡夫の相続人である原告らが、亡夫が自殺したのは、被告の代表取締役や取締役が、業務の遂行に伴う心理的負荷等を過度に蓄積させ心身の健康を損なうことのないように注意する義務を怠ったこと等が原因であると主張して、被告に対し、主位的に、会社法350条又は民法715条1項に基づき、損害賠償金及びこれに対する不法行為の日（亡夫が被告を懲戒解雇された日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、亡夫と被告との労働契約上の債務不履行（安全配慮義務違反）に基づき、損害賠償金及びこれに対する請求日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 うつ病エピソードに関する医学的知見（甲44）

ICD-10診断ガイドラインによれば、うつ病エピソード（F32）の最も典型的な症状（基本症状）は、抑うつ気分、興味と喜びの喪失及び易疲労性の三つとされ、他の一般的な症状（一般症状）として、集中力と注意力の減退、自己評価と自信の低下、罪責感と無価値観、将来に対する希望のない悲観的な見方、自傷あるいは自死の観念や行為、睡眠障害及び食欲不振があるとされる。

そして、軽症うつ病エピソード（F 3 2. 0）の診断には、基本症状のうち少なくとも二つ、一般症状のうち少なくとも二つが存在しなければならず、中等症うつ病エピソード（F 3 2. 1）の診断には、基本症状のうち少なくとも二つ、一般症状のうち少なくとも三つが存在しなければならず、重症うつ病エピソード（F 3 2. 2）の診断には、基本症状の全てと一般症状のうち少なくとも四つが存在し、そのうちいくつかは重症でなければならないとされるほか、いずれについても、エピソード全体の持続期間は約2週間が必要とされる。

3 前提となる事実（特に証拠等を掲記しない限り、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告ら等

亡夫は、昭和42年 日生まれの男性であり、平成22年11月1日、被告に入社した（乙2）。原告妻は亡夫の妻であり、原告長男、原告長女及び原告二女は亡夫の子であり、他に亡夫に相続人はいない。

イ 被告等

被告は、各宗葬祭の請負や葬祭用品の販売等を業とする葬儀会社である。

B（以下「B」という。）は、被告の代表取締役であり、C

（以下「C」といい、Bと併せて「Bら」という。）は、被告の取締役兼顧問社会保険労務士である。（甲5、乙19）

(2) 被告の就業規則等

ア 被告の就業規則には、概要、以下の定めがある（乙7）。

（ア）56条（日直・宿直・出張）

会社は必要あるときは、従業員に日直、宿直又は出張させることがある。

（イ）62条（給与）

賃金の決定、計算方法、締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項は別に定める「賃金規程」による。

（ウ）73条（懲戒の種類）

a 1項柱書き

懲戒は、譴責、減給、出勤停止、昇給停止、降格、諭旨退職及び懲戒解雇の7種類とする。

b 2項

懲戒処分のお知らせは懲戒処分通知書により行う。

(エ) 75条（懲戒解雇の事由）

従業員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇とする。

a (14)号

方法の如何を問わず、職務上知り得た業務上の秘密若しくは会社の秘密を洩らし、又は洩らそうとしたとき。

b (16)号

会社又は他人の金品を不正に窃取し、持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。

c (17)号

業務に関し、不正不当に金品その他を受け取り、受け取ろうとし、又は与え、利益を図ろうとしたとき。

イ 被告の賃金規程には、概要、以下の定めがある（甲57）。

(ア) 9条（日割計算）3項

時間割計算とは、1時間につき基本給及び諸手当の合計額を一給与計算の所定労働時間を173.3時間で除した額とする。

(イ) 12条（端数処理）

時間外勤務、休日勤務の勤務時間を算出する場合、給与細目ごとに一給与計算期間の勤務時間を合計し、各々に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満はこれを切り捨て、30分以上はこれを1時間として一給与計算期間の勤務時間を計算する。

(3) 被告における顧客の情報漏洩

被告は、D から、平成30年 日、同人の子であるE
の葬儀を請け負ったところ、同月28日までの間に、同人の死因に関する情報
が被告から第三者に漏洩した（甲12。以下「本件情報漏洩」という。）。

(4) 被告における従業員の不正

被告の従業員であった F （以下「F」という。）は、平成30年1
1月25日に退職するまで、被告が行った葬儀の葬家から余った引き物を買
取るなどの業務に従事していた。F は、遅くとも平成29年頃から、実際
には、葬家からの引き物の買取り依頼がないにもかかわらず、これがあるか
のよう
に装って、被告の事務担当者から、買取り費用名目で金員の交付を受けると
いうことを繰り返した（以下「本件詐欺」という。）。（甲8の3ないし8の5）

(5) 亡夫の懲戒解雇

B は、亡夫に対し、平成31年4月25日、懲戒解雇するとの意思表示を
した（以下「本件懲戒解雇」という。）。その後、B が亡夫に送付した懲戒解
雇通知書には、亡夫が本件詐欺と本件情報漏洩に関与したことは、就業規則7
5条14号、同条16号及び同条17号に該当するため懲戒解雇する旨が記載
されている（甲10）。

(6) 亡夫の自殺

亡夫は、令和元年8月21日、自宅駐車場の自車内で、練炭自殺を図り、一
酸化炭素中毒によって死亡した（死亡時51歳）。亡夫が遺したメモには、「葬
儀はしないでください。」「会社に言いたいことはいっぱいあるけど面倒くさ
い。」との趣旨の記載があった。（甲1、4、48）

4 主たる争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 亡夫の自殺に関する B らの過失の有無（争点(1)）

（原告らの主張）

ア B らが負う注意義務について

使用者等が、労働者に強い心理的負荷を与える業務上の出来事を認識し、

又は認識し得たときには、これによる精神障害の発症、ひいては、精神障害による希死念慮の出現までも当然に認識可能である。そうである以上、Bらは、亡夫に心理的負荷をかけるようなハラスメントに及ばないのは当然のこととして、亡夫の労務管理において、亡夫が過重な労働に従事している場合には、その負担を軽減するための措置を講じるなど、亡夫が業務の遂行に伴う心理的負荷の蓄積等によって心身の健康を害することがないように配慮すべき注意義務を負っていたというべきである。

イ 亡夫の労働時間について

平成30年11月から平成31年4月にかけての亡夫の一月当たりの時間外労働時間数がおおむね80時間ないし100時間であることから明らかとなっており、亡夫は、過重な業務を課されて長時間労働を強いられ続けており、これは、厚生労働省が定める「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らしても、心理的負荷の程度が「強」の出来事といえる。

ウ 本件懲戒解雇等について

亡夫は、本件詐欺と本件情報漏洩に全くの無関係であったものであるが、Bらは、亡夫が本件詐欺に関与していると決めつけ、必要もないのに亡夫に警察の取調べを受けさせるなどの様々な嫌がらせに及んだ。そればかりか、Bらは、理由について何ら合理的な説明をしないまま、亡夫を一方的に懲戒解雇し、本件懲戒解雇後も、亡夫が本件詐欺や本件情報漏洩に関与したと決めつけ続けた。これらのBらの一連の言動は、厚生労働省が定める「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らしても、心理的負荷の程度が「強」の出来事といえる。

エ Bらの注意義務違反（過失）について

上記のとおり、Bらは、亡夫の長時間労働による心理的負荷の蓄積を漫然と放置し続けたばかりか、亡夫を犯人扱いし続けた末、無実の罪を理由に懲戒解雇するなどして、積極的に亡夫に心理的負荷をかけたものであるから、

B らが前記アの注意義務に違反したことは明らかであり、兩名には亡夫に対する不法行為が成立する。

よって、B を代表者とし、C を被用者とする被告は、会社法350条又は民法715条1項の責任を負う。

5 (被告の主張)

否認ないし争う。

ア 亡夫の労働時間について

当直勤務の際、従業員は、宿直室で仮眠をとることが認められていたことや、当直勤務では複数人体制が採られていたことからして、当直勤務での不
10 活動仮眠時間については労働時間に当たらない。これを前提とすると、平成30年11月から平成31年4月にかけての亡夫の時間外労働時間数は、一月当たり7時間ないし55時間程度であってさほど長いものではなく、これによる心理的負担は強くない。

イ 本件懲戒解雇等について

15 亡夫が、本件詐欺に関与し、本件情報漏洩を引き起こしたことを踏まえると、本件懲戒解雇をはじめとする B らの言動による亡夫の心理的負担はさほど強くない。

ウ B らの注意義務違反（過失）について

原告らが主張する出来事の心理的負担はいずれも強いものでなく、B ら
20 において、亡夫が精神障害を発症し、自殺に至るということについて予見するのは不可能であったから、過失は認められない。

(2) 被告の安全配慮義務違反の有無（争点(2)）

(原告らの主張)

前記(1)原告らの主張欄記載のとおり、亡夫の自殺について、B らに過失があることからして、被告が、亡夫との労働契約に付随して負う安全配慮義務に
25 違反したことは明らかである。

(被告の主張)

否認する。前記(1)被告の主張欄記載のとおり、亡夫の自殺について、B らの過失はなく、安全配慮義務違反は認められない。

(3) B らの過失等と亡夫の自殺との相当因果関係 (争点(3))

(原告らの主張)

前記(1)原告らの主張欄記載のとおり、B らの過失による心理的負荷の程度は極めて強く、これを原因として、亡夫は、令和元年5月上旬頃、適応障害を発症し、同年8月上旬頃、うつ病エピソードに病態が深まった結果、自殺に至ったものであり、前記(1)原告らの主張欄記載のB らの過失及び前記(2)原告らの主張欄記載の被告の安全配慮義務違反と亡夫の自殺との間には相当因果関係が認められる。

(被告の主張)

否認する。亡夫には、抑うつ気分等のうつ病エピソードの基本症状も、集中力と注意力の減退等のうつ病エピソードの一般症状も認められず、亡夫がうつ病エピソードを発症していたとは認められない。仮に亡夫がうつ病エピソードを発症していたとしても、前記(1)被告の主張欄記載のとおり、平成30年11月から平成31年4月にかけての亡夫の時間外労働時間数はさほど長くなく、上、亡夫が本件詐欺に関与し、本件情報漏洩を引き起こしたことからして、本件懲戒解雇等による心理的負荷の程度はさほど強いものでないから、B らの過失によって、亡夫が、うつ病エピソードを発症したとは認められない。

(4) 損害の発生及びその額 (争点(4))

(原告らの主張)

ア 亡夫に発生した損害

(ア) 死亡逸失利益 6751万8767円

基礎収入を889万9740円(本件懲戒解雇前の3か月間の賃金合計額222万4935円に4を乗じた金額)とし、生活費控除率として3

0%を採用し、就労可能年数を16年程度としてこれに相当する中間利息控除を行うと、死亡逸失利益は、以下の計算式のとおり、6751万8767円となる。

【計算式】

基礎収入889万9740円×(1-0.3)×労働能力喪失期間16年間に
対応するライプニッツ係数10.838=6751万8767円

(イ) 死亡慰謝料 3000万円

(ウ) 葬儀費用 150万円

(エ) 合計 9901万8767円

イ 相続に係る原告らの損害

法定相続分に従い、原告妻は2分の1、原告長男、原告長女及び原告二女は各6分の1の割合で亡夫の財産をそれぞれ相続した。したがって、原告らの損害は以下のとおりとなる。

(ア) 原告妻の損害

a 亡夫の損害相続分 4950万9383円(=9901万8767円×2分の1)

b 損益相殺(労災分) 738万0108円

c 弁護士費用 421万2927円

d 合計 4634万2202円

(イ) 原告長男、原告長女及び原告二女の損害

a 亡夫の損害相続分 各1650万3128円(=9901万8767円×6分の1)

b 弁護士費用 各165万0312円

c 合計 各1815万3440円

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 被告における当直勤務について

被告では、夜間の電話対応等のために、当直勤務が実施されており、その業務内容は、電話対応や夜間の葬儀の依頼への対応（病院からの遺体の搬送等）等であった。当直勤務においては、2、3名の従業員が宿直室にて待機していたほか、そのサポートのために、自宅待機者が指定されることもあった。（甲13、29ないし32、57、弁論の全趣旨）

(2) 平成31年4月当時の亡夫の労働条件

平成31年4月当時、亡夫の労働条件は、以下のとおりであった（甲8の6、甲11、57、乙2）。

ア 業務内容

ギフト部の責任者として、にある被告の工場（以下「茂呂工場」という。）において、引き物の管理等の業務に従事していた。

イ 勤務時間

午前8時00分から午後5時00分（休憩時間は午後0時から午後1時）

ウ 賃金

（ア）基本給 32万円

（イ）役職手当 7万円

（ウ）教育指導手当 1万円

（エ）通勤手当 4100円

（オ）EG当直手当 当直勤務1回につき6500円

（カ）EG受注手当 当直勤務において受注した仕事1件につき4000円

エ 賃金支払時期

当月25日締め・翌月5日払い

(3) 亡夫の本件情報漏洩への関与

本件情報漏洩は、亡夫が、平成30年 1の夜、自宅での被告の従業員との通話の中で、 E の死因に言及したところ、亡夫の通話を聞いていた原告長女が原告長男の妻である原告長男妻にこれを伝え、原告長男妻が自らの友人にこれを伝えたことにより生じたものである（甲9、12、乙5）。

5 (4) 被告における引き物の買取りの流れ

被告では、葬家からの引き物の買取りを実施しており、引き物の買取りの一連の流れは、概要、以下のとおりである（甲8の5、8の6、弁論の全趣旨）。

ア 葬家から引き物の買取り依頼を受けた担当者が、被告事務所の事務員に対し、引き物の買取り依頼があった旨伝え、事務員から、4枚複写の引取書の3枚目及び4枚目並びに買取り費用を受け取る。

イ 担当者は、葬家に引取書の3枚目に署名させ、引き物と引き換えに、買取り費用を支払い、引取書の4枚目を控えとして交付する。

ウ 担当者は、事務員から、引取書の3枚目と引き換えに、引取書の2枚目を受け取り、引き物と共に茂呂工場まで持って行くなどして、これらを茂呂工場の職員に引き渡す。

15 (5) 被告における本件詐欺の調査

ア 遅くとも平成29年頃から、 F は、実際には、引き物の買取り依頼がないにもかかわらず、これがあるかのように装い、被告事務所の事務員から、買取り費用と引取書の交付を受けた後、事務員に対し、葬家の署名のない引取書のみを渡したり、引取書を渡さないまま、引き物は茂呂工場に直接持って行ったなどと述べたりして、ごまかすことを繰り返すようになった（本件詐欺。甲8の4ないし8の6）。

イ F による買取り費用の請求が多いことを不審に感じた事務員は、平成30年10月上旬頃から、 F が不正を行っていないかについて調査を始めたところ、葬家の署名がない引取書や葬儀の引き物の明細書と整合しない引取書が複数枚あることや、引取書が提出されていないこともあること等が判明

した。その後も、事務員は、調査を進めていたところ、同月26日、Fが過去に買取り費用を請求した葬家から、買取りの依頼はしていないとの話が出たため、同日中に、Bに対し、Fが不正に及んでいる旨報告した。かかる報告を受けて、Bは、事務員に対し、本件詐欺に関する調査を行うよう指示し、同年11月26日には、鹿沼警察署に対し、本件詐欺について相談した。その後、鹿沼警察署において、本件詐欺に関する捜査が始まり、被告の従業員の取調べ等が行われ、Fは本件詐欺を自白した。(甲8の3、8の5ないし8の17)

(6) 本件詐欺に関する亡夫への捜査等

ア F は、被告による本件詐欺の調査の過程で、Bの指示により、本件詐欺の一部で用いた引き物の引取書数枚につき、当該引き物を亡夫に渡した旨及び渡したとする日付等を記載した。Bは、亡夫に対し、平成30年11月16日、上記引取書を差し示し、「税務署がサインがないと困ると言ったので。」、「特別なことは何も無いです。」、「日にちだけ入れておいてもらえる。」などと述べて、上記引取書に(Fから)引き物を受け取った旨及びその日付を記載するよう依頼し、これを受けて、亡夫は、その旨記載して署名した。(甲9、25、52、乙3の1ないし3の3、乙6、被告代表者本人)

イ B は、本件詐欺について、鹿沼警察署から亡夫を出頭させるようにとの指示は受けていなかったにもかかわらず、平成31年4月24日、亡夫に対し、同署で取調べを受け、本件詐欺について本当のことを話すようにと指示した。亡夫は、同日、同署において、前記アの引取書数枚への署名等について取調べを受け、Bから税務署に出す書類なので署名するように言われたから署名したなどと供述した。上記取調べの終了後、同署の駐車場において、亡夫は、Bに対し、取調べの内容等について報告したところ、Bは、「お前が選んだことだからどうなっても知らない。」、「署長を含め4人の人と根回しをしていたのに話が違う。」、「茂呂工場で引き物を受け取ったら共犯だ。」

などと怒鳴りつけた。さらに、B は、同日午後3時30分頃、仕事中の亡夫に架電し、「午後警察署に行って、お前のせいで怒られた。」などと述べた。

(甲9、22の1、22の2、甲55の1、55の2、甲56、原告妻本人)

5 (7) 本件懲戒解雇の態様等

平成31年4月25日、Bらは、被告の本社事務所において、本件詐欺に関する聞き取りと称して、亡夫との面談を行った。この面談において、Bは、亡夫との間で、亡夫の本件詐欺への関与の有無について口論となった末、亡夫に対し、口頭で、本件懲戒解雇を通告した。これに対し、亡夫は、会社の鍵と携帯電話を机の上に放り投げて、事務所を立ち去った。(甲19の1、19の2、乙18、19、C証人、被告代表者本人)

10 (8) 本件懲戒解雇後の亡夫とBのやり取り

亡夫が、Bに対し、令和元年5月1日、本件懲戒解雇の理由について確認したところ、Bは、本件情報漏洩と本件詐欺の二つであると答えた。これに対し、亡夫は、平成31年4月25日の面談では本件情報漏洩に関する話は出ていなかったなどと反論した。(甲19の1、19の2)

15 (9) 本件懲戒解雇に係る解雇予告除外認定申請

被告は、Cを通じて、鹿沼労働基準監督署に対し、令和元年5月7日、本件詐欺と本件情報漏洩への関与は労働者の責めに帰すべき事由に当たるとして、本件懲戒解雇に関する解雇予告除外認定申請をした(甲23)。

20 (10) 本件懲戒解雇後における亡夫の心身不調の訴え

ア 令和元年5月7日、亡夫は、鹿沼労働基準監督署の職員に対し、身に覚えのない解雇等により精神的に変調をきたしており、心療内科への受診も考えているが、労災は適用されるのかなどについて相談した。この際、亡夫は、同署の職員に対し、「もう鬱になってきているところもあるんですけど。」、「気が滅入ってっちゃう。」、「上にもグンッと上がっちゃうようなことが

25

あって、体の方もそういう症状が出てきていたりしているので。」「今、人が怖いんですよ。」などと述べたほか、会話の途中で涙ぐむこともあった。(甲24、49の1、49の2、甲50の1、50の2)

イ 本件懲戒解雇後、亡夫は、鹿沼公共職業安定所を何回か訪れ、雇用保険の受給手続等について相談した。その際、亡夫は、同所の職員に対し、「一家の大黒柱として情けない。」「夜10時以降一人になった際、発作的にどうしようもない気持ちになる、気分が落ち込む、一人で泣いてしまうことがある。」などと述べたほか、窓口で泣いてしまうことも一度あった。また、亡夫は、同所の職員に対し、詐欺容疑に関する問題が解決してから、再就職の準備をするつもりだなどと述べていたほか、同所の職員から、心療内科の受診の有無を確認された際には、心療内科を受診したが、うつ病エピソードとは診断されなかったなどと答えた。(甲51)

(11) 本件懲戒解雇後の亡夫の生活の変化

亡夫は、本件懲戒解雇前は、1週間に1回程度、温泉に行き、4、5時間経ってから帰宅していたところ、本件懲戒解雇後は、1週間に2回程度、温泉に行くようになった一方で、「気分が乗らない。」などと言って、2時間程度で帰ってくるようになった。また、本件懲戒解雇後、亡夫は、食べる量が少なくなったほか、「詐欺容疑がかかっていると家族に迷惑を掛ける。」「仕事どうしよう。詐欺容疑がかかっているからどうしよう。孫にまでいっちゃっていじめられたりしたらどうしよう。」「どうしていいか分からない。」などと言って悩む様子を見せるようになった。そして、亡夫は、令和元年8月に入ってから、「おれ死んじゃえばいいのかな。」などと言っていたほか、同月20日には、「あいつらまた何か企んでいる。」などと言っていた。(甲48、56、原告 妻 本人)

(12) 労災認定及び保険金の支給

ア 鹿沼労働基準監督署は、亡夫の労災認定手続において、令和2年8月7日、亡夫は、令和元年5月上旬頃に急性ストレス反応(F43.0)を発症し、

同年8月上旬頃には希死念慮を生じ、うつ病エピソード(F32)に病態が深まり、結果的に自殺企図に至ったと認定した上、本件懲戒解雇は、厚生労働省が定める「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に照らし、心理的負荷が「強」と判断されるものであり、業務以外の心理的負荷及び個
5 体側要因は確認されなかったとして、亡夫の急性ストレス反応、うつ病エピソードは業務上の疾病に当たると判断した(甲1)。

イ 鹿沼労働基準監督署は、亡夫の本件懲戒解雇前の3か月間(平成31年1月26日から同年4月25日まで)の労働時間について、別紙賃金計算表に記載のとおり
10 に認定し、被告の就業規則及び賃金規程に基づき、上記期間の賃金総額を222万4935円と算定して、原告妻に対し、令和元年8月から令和7年8月にかけて、葬祭給付として合計119万3400円を、遺族補償年金として合計204万93457円をそれぞれ支給した(甲2、15、57、70)。

2 原告らの会社法350条に基づく損害賠償請求の成否に関する判断

(1) 亡夫の自殺に関する B の過失の有無(争点(1))について

ア B が負う注意義務について

被告の代表取締役として、亡夫を指揮監督する立場にあったと認められる
Bは、亡夫に強い心理的負荷を与える業務上の出来事を認識し、又は認識
し得たときには、これらによるうつ病エピソード等の精神障害の発症、ひい
20 ては、うつ病エピソード等の精神障害による希死念慮の出現も予見可能であ
ったといえ、亡夫が業務の遂行に伴う心理的負荷の蓄積等によって心身の健
康を害することがないよう配慮すべき注意義務を負っていたというべきで
ある。

イ 亡夫の労働時間について

(ア) 亡夫が日中の勤務の際に用いていたタイムカードと当直勤務の際に用い
25 ていたタイムカードの各記載(甲6の1ないし6の3)等に照らすと、亡

夫の平成31年1月26日から同年4月25日にかけての労働時間については、別紙賃金計算表に記載のとおりと認めるのが相当である(甲57)。

これに対し、被告は、当直勤務では宿直室内で仮眠することも認められていたこと等からして、当直勤務の不活動仮眠時間は労働時間に当たらないと主張し、Bらもこれに沿う証言・供述をする。しかしながら、亡夫は、労働契約に基づく義務として、宿直室における待機と依頼等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられていたものであり、当直勤務には2、3名の従業員が従事していたとの事情(認定事実(1))を踏まえても、上記期間に亡夫が従事した合計15回の当直勤務において、少なくとも9件の仕事の受注に至っていること(認定事実(2)ウ(カ)、甲11、57)等からして、実作業への従事の必要が生じることが皆無に等しいなど、実質的に上記のような義務付けがされていなかったとはおよそ認め難いから、被告の上記主張を採用することはできない。

(イ) このように、亡夫は、平成31年1月26日から同年4月25日にかけて、月間100時間前後にも上る時間外労働をしており、これに伴う心理的負荷の強い状況が常態化していたとみることができる。

ウ 本件懲戒解雇等について

(ア) まず、亡夫の本件詐欺への関与の有無について検討するに、亡夫はこれを否認していた上(甲9)、本件全証拠に照らしても、亡夫が本件詐欺に関与したことを窺わせる事情は見当たらないから、亡夫は本件詐欺に関与していなかったと認めるのが相当である。

これに対し、被告は、亡夫が本件詐欺に係る引取書に(Fから)引き物を受領した旨を記載したこと等から、亡夫の本件詐欺への関与は明らかであると主張する。しかしながら、上記引取書の作成状況(認定事実(6)ア)や警察官の取調べでの亡夫の供述内容(認定事実(6)イ)からして、亡夫は、上記引取書に記載の引き物をFから実際に受け取ったかどうかについて

て精査することなく、Bに言われるがまま、上記のとおり記載したにすぎないといわざるを得ないというべきであるから、上記引取書の記載を信用することはできず、そのほか被告が縷々指摘する事情を考慮しても、亡夫の本件詐欺への関与が裏付けられているとはおよそいい難い。したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

(イ) 以上を前提に、本件懲戒解雇に関するBの一連の言動による心理的負荷の程度について検討すると、Bは、亡夫を欺いてあたかも亡夫が本件詐欺に関与したかのような証拠を作成した上で(認定事実(6)ア)、亡夫に警察官の取調べを受けさせたものの、その意に反して亡夫が取調べにおいて本件詐欺への関与を否定する供述をしたと知るや、亡夫を怒鳴りつけ(認定事実(6)イ)、その翌日、唐突に本件懲戒解雇に及んだものであり(認定事実(7))、かかるBの一連の言動は、亡夫からしてみれば、いわれない犯罪嫌疑をかけられた末、自らの弁明を一切聞き入れられることなく、一方的に懲戒解雇されたというものにほかならず、これによる亡夫の心理的負荷は極めて強かったものといえる。

これに対し、被告は、①Bは、本件詐欺について、鹿沼警察署から亡夫を出頭させるよう指示を受けたため、亡夫に出頭するよう指示したにすぎず、上記取調べの終了後に亡夫を怒鳴ったこともない、②亡夫は、本件情報漏洩に関与しており、これを理由の一つとする本件懲戒解雇による心理的負荷はさほど強くないなどと主張する。しかしながら、①証拠(甲9、22の1、22の2、甲55の1、55の2)によれば、亡夫の取調べに関与した警察官自身がもともと亡夫を取り調べる予定はなかったと亡夫や原告妻等に述べていた事実が認められ、また、②仮に、Bが、本件懲戒解雇に際して、その理由の一つとして本件情報漏洩を挙げていたとしても、本件情報漏洩の態様・時期(認定事実(3))等に照らし、本件懲戒解雇の主たる理由が本件詐欺への関与にあることは明らかであって、本件情

報漏洩への関与を理由に亡夫への心理的負荷の強さに直ちに影響が生じるとはいい難いというべきであるから、被告の上記各主張を採用することはできない。

エ B の注意義務違反（過失）

以上によれば、B は、前記アの注意義務に違反し、亡夫の長時間労働による心理的負荷の蓄積を放置し続けたばかりか、本件懲戒解雇をしたことにより自ら積極的に心理的負荷をかけたものというべきであるから、代表取締役の職務を行うについて過失がある。

(2) B の過失と亡夫の自殺との相当因果関係（争点(3)）について

ア 亡夫が精神障害を発症していたか否か

前記(1)説示のとおり、亡夫は、うつ病エピソードの発症要因となり得る恒常的な長時間労働や本件懲戒解雇を理由とする強度の心理的負荷を抱えていたところ、本件懲戒解雇後は、周囲に対し、「気が滅入っていつちゃう。」、「夜10時以降一人になった際、発作的にどうしようもない気持ちになる、気分が落ち込む、一人で泣いてしまうことがある。」、「どうしていいか分からない。」などと抑うつ気分を訴えていたほか、「一家の大黒柱として情けない。」、「おれ死んじゃえばいいのかな。」などと自己評価・自信の低下や希死念慮を窺わせる発言をしていたものである（認定事実(10)ア、イ、(11)）。さらに、本件懲戒解雇後の亡夫には、「気分が乗らない。」などと言って、本件懲戒解雇前よりも早めに外出先から戻るようになったり、食べる量が少なくなったりするなどの興味と喜びの喪失、活動性の減退、食欲不振等の症状が見られたこと（認定事実(11)）も踏まえると、遅くとも、亡夫が希死念慮を窺わせる発言をするようになった令和元年8月上旬頃には、亡夫は、うつ病エピソードを発症していたものと認められる。

これに対し、被告は、亡夫には、うつ病エピソード患者にみられる症状はなく、現に、本件懲戒解雇後に受診した心療内科において、うつ病エピソード

ドと診断されていないなどと主張するものの、上記のとおり、本件懲戒解雇後の亡夫にはうつ病エピソードを基礎づける複数の兆候がみられる上、仮に、亡夫が心療内科を受診し、うつ病エピソードと診断されなかったことがあったとしても、その受診日や、亡夫が医師にどのような症状を訴えていたかについては証拠上明らかでなく、被告の主張をもって上記認定判断は左右されない。

イ 亡夫の自殺と B の過失との相当因果関係

前記ア説示のとおり、亡夫は、遅くとも令和元年8月上旬頃にうつ病エピソードを発症したものであるところ、前記(1)説示のとおり、亡夫は、それ以前に恒常的な長時間労働や本件懲戒解雇を理由とする強度の心理的負荷を抱えており、その後も、亡夫には本件詐欺の嫌疑をかけられていたことについて強く思い悩んでいた様子がみられたこと（認定事実(11)）、被告での業務や B による言動以外に心理的負荷がかかる原因は見当たらず、そのほか亡夫にうつ病エピソードを発症するような個別的要因も見当たらないこと等を踏まえると、亡夫が、うつ病エピソードを発症した主要な原因は、被告の業務における上記の心理的負荷であったと認めるのが相当である。

その上で、亡夫が同月21日に自殺したといううつ病エピソードを発症した後の経過に照らせば、亡夫は、うつ病エピソードにより、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまらせる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥り、自殺に至ったものと認められる。

そうすると、亡夫は、被告の業務における心理的負荷が主たる要因となって自殺に至ったものと認められ、したがって、代表取締役の職務を行うに当たり、亡夫の長時間労働による心理的負荷の蓄積を放置し続け、更に本件懲戒解雇により自ら積極的に心理的負荷をかけたという B の過失と、亡夫の自殺との間には相当因果関係があると認められる。

(3) 損害の有無及びその額（争点(4)）について



ア 原告 妻 の損害額

(ア) 亡夫の死亡逸失利益 6751万7522円

平成31年4月当時の亡夫の労働条件は、認定事実(2)のとおりであるところ、証拠(甲57)によれば、これを前提とする本件懲戒解雇前の3か月間(平成31年1月26日から同年4月25日まで)の亡夫の賃金総額は、合計222万4935円(認定事実(2)イ)を下回ることはないと認められる。そうすると、亡夫の基礎収入は、1年当たり889万9740円(=222万4935円×4)と算出される。

そして、亡夫の死亡逸失利益の算定においては、生活費控除率を30%、就労可能年数を死亡時51歳から67歳までの16年間として算定するのが相当であるから、亡夫の死亡逸失利益は、以下の計算式のとおり、6751万7522円(小数点以下四捨五入)と認めるのが相当である。

【計算式】

基礎収入889万9740円×(1-0.3)×ライプニッツ係数10.

8378

(イ) 死亡慰謝料 2800万円

前記(2)のとおり、亡夫は、Bの一連の言動等によって極めて強い心理的負荷をかけられ、これにより、うつ病エピソードを発症し、自殺するに至ったものであり、亡夫が被った精神的苦痛は極めて甚大である。そのほか亡夫の死亡時の年齢、生活状況及び家族構成等本件に現れた一切の事情に照らすと、亡夫の死亡慰謝料は、2800万円と認めるのが相当である。

(ウ) 葬儀費用 150万円

証拠(甲33ないし40)及び弁論の全趣旨によれば、Bの過失と相当因果関係のある亡夫の葬儀費用は、150万円と認める。

(エ) 損益相殺的調整

原告 妻 は、葬祭給付として、合計119万3400円の支給を受けた

ところ（認定事実(12イ)、これは葬儀費用の補填を目的とするものであるから、前記（ウ）の葬儀費用（元本）から控除するのが相当である。したがって、亡夫の損害残元本は、9582万4122円（＝6751万7522円＋2800万円＋（150万円－119万3400円））となる。

5 他方、原告 妻 は、遺族補償年金として、合計2049万3457円の支給も受けたところ（認定事実(12イ)、これは労働者の業務上の死亡によってもたらされる被扶養利益の喪失を補填することを目的とするものであるから、亡夫の被扶養者であり、遺族補償年金の受給権者である原告妻
10 が相続した亡夫の損害賠償請求権のうち死亡逸失利益に係る部分の元本から控除するのが相当である。

（オ）小括

原告 妻 は、法定相続分に従って、前記（エ）の損害残元本9582万4122円の2分の1に相当する4791万2061円の損害賠償請求権を相続したところ、ここから原告 妻 の遺族補償年金の支給額2049
15 万3457円（＜亡夫の死亡逸失利益の相続分3375万8761円（＝6751万7522円×2分の1））を控除すると、その残額は、2741万8604円となる。

そして、原告 妻 が本件訴訟の提起・追行を同訴訟代理人弁護士らに委任したことは当裁判所に顕著であるところ、本件訴訟の内容や経過その他
20 諸般の事情を踏まえると、B の過失と相当因果関係がある弁護士費用は、274万円と認める。

したがって、原告 妻 の損害額は、3015万8604円と認められる。

イ 原告長男、原告長女及び原告二女の各損害額

原告長男、原告長女及び原告二女は、法定相続分に従って、前記ア（エ）
25 の損害残元本の6分の1に相当する1597万0687円（＝9582万4122円×6分の1）の損害賠償請求権をそれぞれ相続した。

そして、同原告らが本件訴訟の提起・追行を同訴訟代理人弁護士らに委任したことは当裁判所に顕著であるところ、本件訴訟の内容や経過その他諸般の事情を踏まえると、Bの過失と相当因果関係がある弁護士費用は、それぞれ159万円と認める。

したがって、同原告らの損害額は、それぞれ1756万0687円と認められる。

(4) まとめ

以上によれば、被告は、会社法350条に基づく損害賠償債務として、原告妻に対し、3015万8604円及びこれに対する遅延損害金の、原告長男、原告長女及び原告二女に対し、各1756万0687円及びこれに対する遅延損害金のそれぞれ支払義務を負う。

なお、原告らが選択的に請求する民法715条に基づく損害賠償請求と予備的に請求する債務不履行に基づく損害賠償請求の各認容額は、いずれも上記認容額を上回ることはないと認められる。

3 結論

よって、原告らの主位的請求は、原告妻については、3015万8604円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、原告長男、原告長女及び原告二女については、各1756万0687円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれらを認容し（なお、仮執行免脱宣言は、相当でないからこれを付さない。）、その余の主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官

本多 哲哉

裁判官

岡田 真生

裁判官

加藤 潤也

賃金計算表

(1日8時間超、週40時間超(日曜日起算))

平成31年1月26日より1ヶ月間

氏名

亡夫

日付	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間数	8時間超労働時間数	40時間超労働時間数(日曜日起算)	深夜労働時間数	休日労働時間数
26	土	8:00	20:08	1:00	11:08	3:08	0:00	0:00	
27	日				0:00	0:00	0:00	0:00	
28	月				0:00	0:00	0:00	0:00	
29	火	8:00	19:37	1:00	10:37	2:37	0:00	0:00	
30	水	8:00	18:13	1:00	9:13	1:13	0:00	0:00	
31	木	8:00	18:06	1:00	8:06	1:06	0:00	0:00	
1	金	8:00	22:25	1:00	13:25	5:25	0:00	0:25	
2	土				0:00	0:00	0:00	0:00	
3	日	8:00	19:11	1:00	10:11	2:11	0:00	0:00	
4	月	8:00	20:17	1:00	11:17	3:17	0:00	0:00	
5	火	8:00	19:17	1:00	10:17	2:17	0:00	0:00	
6	水				0:00	0:00	0:00	0:00	
7	木	8:00	20:19	1:00	11:19	3:19	0:00	0:00	
8	金	8:00	20:18	1:00	11:18	3:18	0:00	0:00	
9	土				0:00	0:00	0:00	0:00	
10	日				0:00	0:00	0:00	0:00	
11	月	8:00	18:04	1:00	8:04	1:04	0:00	0:00	
12	火	8:00	18:20	1:00	8:20	1:20	0:00	0:00	
13	水	8:00	18:55	1:00	8:55	1:55	0:00	0:00	
14	木	8:00	20:26	1:00	11:26	3:26	0:00	0:00	
15	金				0:00	0:00	0:00	0:00	
16	土	8:00	21:04	1:00	12:04	4:04	0:00	0:00	
17	日	8:00	18:49	1:00	9:49	1:49	0:00	0:00	
18	月	8:00	21:07	1:00	12:07	4:07	0:00	0:00	
19	火	8:00	21:22	1:00	12:22	4:22	0:00	0:00	
20	水				0:00	0:00	0:00	0:00	
21	木	8:00	18:56	1:00	9:56	1:56	0:00	0:00	
22	金	8:00	18:49	1:00	10:49	2:49	0:00	0:00	
23	土	8:00	18:03	1:00	10:03	2:03	0:00	0:00	
24	日				0:00	0:00	0:00	0:00	
25	月	8:00	18:43	1:00	9:43	1:43	0:00	0:00	
合計					234:27	58:27	08:00	00:25	00:00

勤務日数	22日
法定内労働時間	168:00
法定外労働時間	66:27
深夜労働時間	00:25
休日労働時間	00:00

時間外労働時間(過重労働用)	57:18
----------------	-------

所定労働時間数(1日)	8:00
年所定労働日数	
月所定労働日数	
年所定労働時間数	2079:36
(9ヶ月)より計算した日数	21日

割増賃金の計算に
あつた手当いずれか
が記入割増賃金の
計算に
あつた
手当

月給額 (基本給額)	日給額	時給額
基本給	基本給 ¥0	基本給 ¥0
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
合計 ¥0	合計 ¥0	合計 ¥0
割増賃金の 単価 ¥0	割増賃金の 単価 ¥0	割増賃金の 単価 ¥0
時間外手当 ¥0	時間外手当 ¥0	時間外手当 ¥0
深夜手当 ¥0	深夜手当 ¥0	深夜手当 ¥0
休日手当 ¥0	休日手当 ¥0	休日手当 ¥0
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
合計 ¥0	合計 ¥0	合計 ¥0

賃金計算表

(1日8時間超、週40時間超(日曜日起算))

平成31年2月26日より1ヶ月間

氏名

亡夫

日付	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間数	8時間超労働時間数	40時間超労働時間数(日曜日起算)	深夜労働時間数	休日労働時間数
26	火	8:00	18:07	1:00	10:07	2:07	0:00	0:00	
27	水				0:00	0:00	0:00	0:00	
28	木	8:00	18:02	1:00	10:02	2:02	0:00	0:00	
1	金	8:00	18:58	1:00	9:58	1:58	0:00	0:00	
2	土				0:00	0:00	0:00	0:00	
3	日	8:00	18:21	1:00	9:21	1:21	0:00	0:00	
4	月	8:00	19:05	1:00	10:05	2:05	0:00	0:00	
5	火				0:00	0:00	0:00	0:00	
6	水				0:00	0:00	0:00	0:00	
7	木	8:00	19:10	1:00	10:10	2:10	0:00	0:00	
8	金	8:00	17:00	1:00	8:00	0:00	0:00	0:00	
9	土	8:00	18:04	1:00	10:04	2:04	0:00	0:00	
10	日	8:00	18:54	1:00	9:54	1:54	0:00	0:00	
11	月				0:00	0:00	0:00	0:00	
12	火	8:00	19:11	1:00	10:11	2:11	0:00	0:00	
13	水	8:00	18:32	1:00	9:32	1:32	0:00	0:00	
14	木				0:00	0:00	0:00	0:00	
15	金	8:00	18:41	1:00	9:41	1:41	0:00	0:00	
16	土	8:00	18:53	1:00	9:53	1:53	0:00	0:00	
17	日				0:00	0:00	0:00	0:00	
18	月	8:00	18:38	1:00	9:38	1:38	0:00	0:00	
19	火	8:00	19:19	1:00	10:19	2:19	0:00	0:00	
20	水				0:00	0:00	0:00	0:00	
21	木	8:00	18:43	1:00	9:43	1:43	0:00	0:00	
22	金	8:00	18:41	1:00	9:41	1:41	0:00	0:00	
23	土				0:00	0:00	0:00	0:00	
24	日	8:00	18:41	1:00	9:41	1:41	0:00	0:00	
25	月	8:00	18:40	1:00	9:40	1:40	0:00	0:00	
					0:00	0:00	0:00	0:00	
					0:00	0:00	0:00	0:00	
					0:00	0:00	0:00	0:00	
合計					185:40	33:40	00:00	00:00	00:00

勤務日数	19日
法定内労働時間	152:00
法定外労働時間	33:40
深夜労働時間	00:00
休日労働時間	00:00

時間外労働時間(過重労働用)	25:40
----------------	-------

所定労働時間数(1日)	8:00
年所定労働日数	
月所定労働日数	
年所定労働時間数	2079:06
(※)土日を除いた日数	20日

別表賃金の算出に
含む年当いずれか
の手当を
算入

月給額 (基本給額)	日給額	時給額
基本給	基本給 ¥0	基本給 ¥0
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
合計	合計 ¥0	合計 ¥0
割増賃金の単価	割増賃金の単価 ¥0	割増賃金の単価 ¥0
時間外手当 ¥0	時間外手当 ¥0	時間外手当 ¥0
深夜手当 ¥0	深夜手当 ¥0	深夜手当 ¥0
休日手当 ¥0	休日手当 ¥0	休日手当 ¥0
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
合計	合計 ¥0	合計 ¥0

賃金計算表

(1日8時間超、週40時間超(日曜日起算))

平成31年3月26日より1ヶ月間

氏名

七夫

日付	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間数	8時間超労働時間数	40時間超労働時間数(日曜日起算)	深夜労働時間数	休日労働時間数
26	火				0:00	0:00	0:00	0:00	
27	水	8:00	19:17	1:00	10:17	2:17	0:00	0:00	
28	木	8:00	18:30	1:00	9:30	1:30	0:00	0:00	
29	金				0:00	0:00	0:00	0:00	
30	土				0:00	0:00	0:00	0:00	
31	日	8:00	18:52	1:00	9:52	1:52	0:00	0:00	
1	月	8:00	18:49	1:00	9:49	1:49	0:00	0:00	
2	火	8:00	18:29	1:00	9:29	1:29	0:00	0:00	
3	水	8:00	19:15	1:00	10:15	2:15	0:00	0:00	
4	木	8:00	18:53	1:00	10:53	2:53	0:00	0:00	
5	金				0:00	0:00	0:00	0:00	
6	土	8:00	18:32	1:00	8:32	1:32	0:00	0:00	
7	日	8:00	18:31	1:00	10:31	2:31	0:00	0:00	
8	月				0:00	0:00	0:00	0:00	
9	火	8:00	18:50	1:00	9:50	1:50	0:00	0:00	
10	水	8:00	19:04	1:00	10:04	2:04	0:00	0:00	
11	木				0:00	0:00	0:00	0:00	
12	金	8:00	19:23	1:00	10:23	2:23	0:00	0:00	
13	土	8:00	18:11	1:00	9:11	1:11	0:00	0:00	
14	日	8:00	18:56	1:00	9:56	1:56	0:00	0:00	
15	月				0:00	0:00	0:00	0:00	
16	火	8:00	19:35	1:00	10:35	2:35	0:00	0:00	
17	水	8:00	18:46	1:00	9:46	1:46	0:00	0:00	
18	木	8:00	18:00	1:00	10:00	2:00	0:00	0:00	
19	金	8:00	18:38	1:00	10:38	2:38	0:00	0:00	
20	土				0:00	0:00	0:00	0:00	
21	日	8:00	18:58	1:00	9:58	1:58	0:00	0:00	
22	月	8:00	19:42	1:00	10:42	2:42	0:00	0:00	
23	火				0:00	0:00	0:00	0:00	
24	水	8:00	22:05	1:00	13:05	5:05	0:00	0:05	
25	木	8:00	17:00	1:00	8:00	0:00	0:00	0:00	
合計					222:16	48:16	08:00	00:05	00:00

勤務日数	22日
法定内労働時間	168:00
法定外労働時間	54:16
深夜労働時間	00:05
休日労働時間	00:00

時間外労働時間(過重労働用)	45:07
----------------	-------

所定労働時間数(1日)	8:00
年所定労働日数	
月所定労働日数	
年所定労働時間数	2308:36
(※)土日を除いた日数	23日

割増賃金の計算に
含む労働時間いずれか
を記入
割増賃金の
計算に
含む労働時間

月給額 (基本給額)	日給額	時給額
基本給	基本給 ¥0	基本給 ¥0
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
合計 ¥0	合計 ¥0	合計 ¥0
割増賃金の単価 ¥0	割増賃金の単価 ¥0	割増賃金の単価 ¥0
時間外手当 ¥0	時間外手当 ¥0	時間外手当 ¥0
深夜手当 ¥0	深夜手当 ¥0	深夜手当 ¥0
休日手当 ¥0	休日手当 ¥0	休日手当 ¥0
手当	手当	手当
手当	手当	手当
手当	手当	手当
合計 ¥0	合計 ¥0	合計 ¥0

別紙2-1

賃金計算表

(1日8時間超、週40

当直分

平成31年1月26日より1ヶ月間

7天

日付	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間数	深夜労働時間数	休日労働時間数
26	土	20:06	31:00		10:54	7:00	
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						
31	木						
1	金	22:26	31:00		8:35	6:35	
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水						
7	木						
8	金	20:18	32:41		12:23	7:00	
9	土						
10	日						
11	月						
12	火						
13	水						
14	木	20:28	31:00		10:34	7:00	
15	金						
16	土						
17	日						
18	月						
19	火	21:23	31:03		9:40	7:00	
20	水						
21	木						
22	金						
23	土						
24	日						
25	月						
合計					52:06	34:35	00:00

打刻ないため、所定終業時刻とした。

日勤と被るため、日勤終業時刻とした。

単価基礎	
基本賃金	320,000円
役職手当	70,000円
教育指導手当	10,000円
計	400,000円

勤務日数	
法定内労働時間	00:00
法定外労働時間	52:06
深夜労働時間	34:35
休日労働時間	00:00

当直時間単価	2,308円	400,000円/173.3時間=2,308円13銭
時間外割増単価	2,885円	2,308円*1.25=2,885円
深夜割増単価	577円	2,308円*0.25=577円

(1日8時間超、週1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40)

当直分

平成31年2月26日より1ヶ月間

亡夫

[illegible]

打刻ないため、所定終業時刻とした。

単価基礎	
基本賃金	320,000円
役職手当	70,000円
教育指導手当	10,000円
計	400,000円

勤務日数	6日
法定内労働時間	00:00
法定外労働時間	62:30
深夜労働時間	35:00
休日労働時間	00:00

當直時間單価	2,308円	400,000円/173.3時間=2,308円13銭
時間外割増単価	2,885円	2,308円*1.25=2,885円
深夜割増単価	577円	2,308円*0.25=577円

別紙2-3

賃金計算表

(1日8時間超、週40

当直分

平成31年3月26日より1ヶ月間

亡夫

日付	曜日	始業時間	終業時間	休憩時間	労働時間数	深夜労働時間数	休日労働時間数
26	火						
27	水						
28	木	18:00	31:20		12:50	7:00	
29	金						
30	土						
31	日						
1	月						
2	火						
3	水						
4	木	18:53	31:00		11:07	7:00	
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水	19:04	31:00		11:56	7:00	
11	木						
12	金						
13	土						
14	日	18:58	31:39		12:43	7:00	
15	月						
16	火						
17	水						
18	木						
19	金						
20	土						
21	日						
22	月	18:43	32:02		12:19	7:00	
23	火						
24	水						
25	木						
合計					60:55	35:00	00:00

打刻ないため、所定終業時刻とした。

打刻ないため、日勤終業時刻とした。

単価基礎	
基本賃金	320,000円
役職手当	70,000円
教育指導手当	10,000円
計	400,000円

勤務日数	
法定内労働時間	00:00
法定外労働時間	60:55
深夜労働時間	35:00
休日労働時間	00:00

当直時間単価	2,308円	$400,000円 / 173.3時間 = 2,308円13銭$
時間外割増単価	2,885円	$2,308円 * 1.25 = 2,885円$
深夜割増単価	577円	$2,308円 * 0.25 = 577円$

これは正本である。

令和 7 年 11 月 13 日

宇都宮地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 道 田

